

軽減方策について

I 中間とりまとめにおける指摘事項

(基本的考え方)

- エネルギー集約産業で国際競争にさらされている業種については、課税した場合に経済的な影響が大きく、国際競争力の低下や生産拠点の海外移転といった問題が生ずるのではないかと指摘があり、こうした懸念を十分見極めその影響の軽減策について検討を行うことが適当であることは、前述したとおりである。
- 一方、温暖化対策税制は、幅広い人や企業に対して化石燃料の消費による二酸化炭素排出量に応じて課税するものであり、社会全体で汚染者負担の原則を踏まえた公平な負担を行うことを意図したものである。
また、仮に特定の産業を対象として税の軽減を行うとしても、そのような措置は、その産業の二酸化炭素排出量削減に対する努力を削ぎ、環境低負荷型産業構造への転換を遅らせるものではないかと指摘もある。

(経済的・国際的影響が大きい業種への配慮)

- したがって、課税による経済的・国際的影響が大きい業種については、税の軽減が行われている諸外国の制度も我が国の実情を踏まえつつ参考として、税を軽減する手法を採用するかどうか、また、軽減を受ける条件をどう設定するかなど、公平性の観点や上記の指摘にも留意しながら検討する必要がある。

(国境税調整)

- 国際競争力への影響を緩和する方策としては、輸出品に対して、製造工程等において支払った税を輸出時に還付する、税が課税されていない輸入品に対して、輸入段階でそれまでに使用したエネルギーの量に応じて、課税するといった国境税調整を行うことも考えられる。しかし、国際貿易のルール上認められるか、すべての製品について製造工程で投入された化石燃料に係る税額を把握することが技術的に困難である等の問題があり、国境税調整を行うには、これらを解決することが必要である。

(低所得者への配慮)

- また、温暖化対策税制は消費課税であり、所得に対しては逆進的なものとなることから、課税した場合の低所得者への影響に配慮すべきではないかと指摘がある。
この点に関しては、必ずしも逆進的でないとの指摘もあるが、税率の水準を具体的にどのように設定するかという問題と関連しており、今後さらに検討していく必要がある。

Ⅱ 第12回施策総合企画小委員会提出資料の概要

1. 軽減方策の検討の視点

(1) 業種ごとの違い

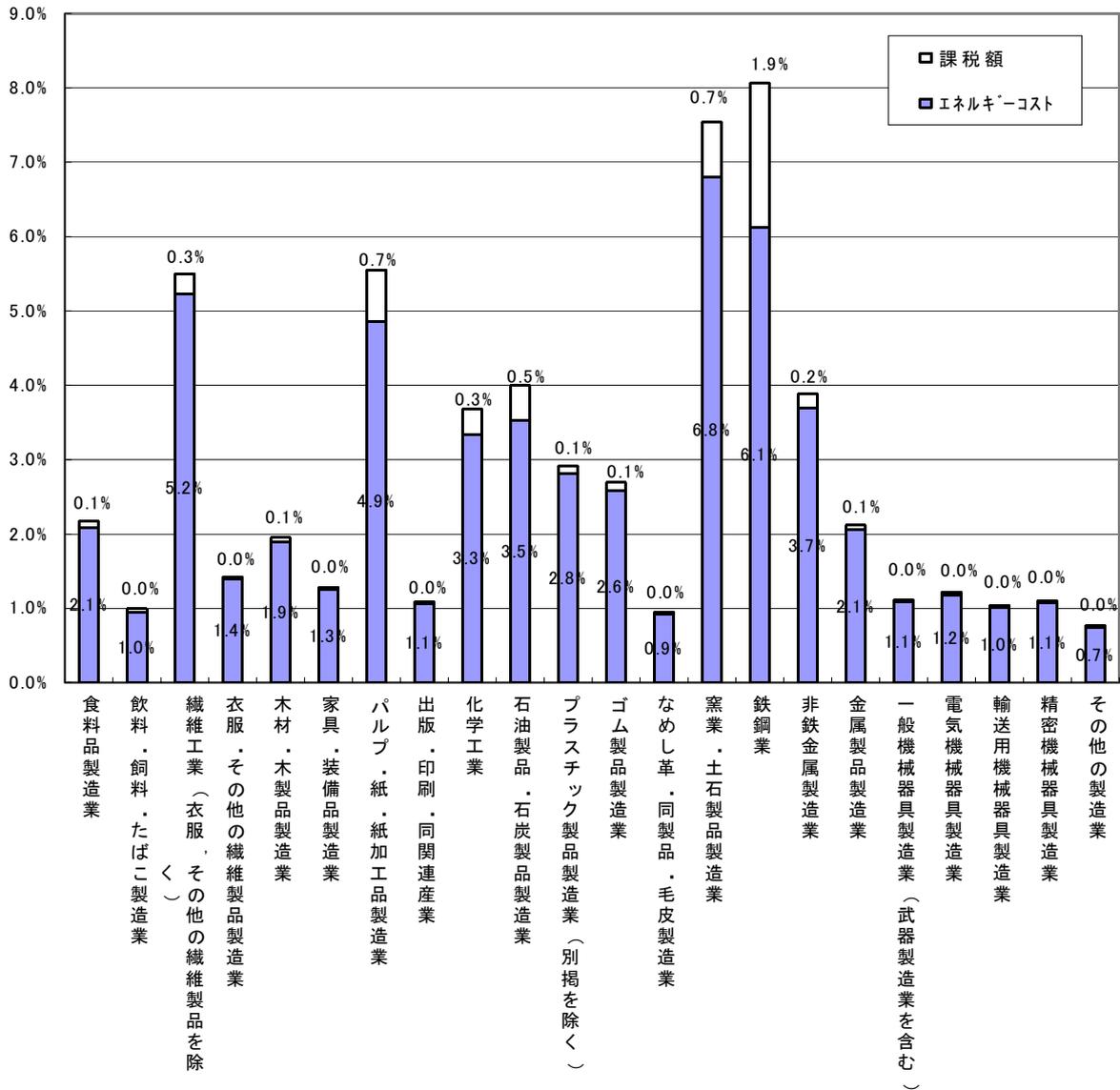
業種別の工場生産額に占めるエネルギーコスト比率では、窯業・土石製品製造業(6.8%)、鉄鋼業(6.1%)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)(5.2%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(4.8%)の順に高くなっている。

また、温暖化対策税の課税額の占める割合は、エネルギーコスト比率に加えてそれぞれの業種で使用される燃料種の構成を反映する(例えば、石炭は価格当たりの炭素量が相対的に高いため、炭素に比例した課税を行った場合、税の占める率が高くなる)こととなり、仮に昨年度地球温暖化対策税制専門委員会において提示された炭素トン当たり3,400円を何らの軽減措置なくそのまま課税をした場合、鉄鋼業(1.9%)、窯業・土石製品製造業(0.7%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(0.7%)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)(0.3%)となる。

温暖化対策税の課税額の割合は、生産額に占めるエネルギーコスト比率に加えてそれぞれの業種で使用される燃料種の構成を反映する(例えば、石炭は価格当たりの炭素量が相対的に高いため、炭素に比例した課税を行った場合、税の占める率が高くなる)こととなる。

業種別の負担額は、業種別のCO₂排出量に比例し、わが国の製造業では鉄鋼業、化学工業、窯業土石業、パルプ紙板紙業の負担額が多くなる。

業種別の工場生産額に占めるエネルギーコスト比率及び温暖化対策税
(3,400円/t-c)をかけた場合の比率



税率 3,400円/t-C
平成13年石油等消費構造統計表および工業統計調査のデータを使用

【諸外国の例】国際競争力、産業構造の激変緩和への対応等、産業活動への配慮として軽減措置を行っているもの：

横断的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転換部門の石炭消費は免税【デンマーク：CO2税】 ○ 石炭は非課税【ドイツ】 ● 税負担額が社会保険料軽減額分の1.2倍を上回る場合、上回った部分の95%は払わなくてよい。【ドイツ：鉱油税及び電気税】
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱工業、製造業等は電力消費税を軽減 【フィンランド：電気消費税】 ○ 鉱物等、石炭、石油コークス、セメント、ガラス等の生産過程用途は軽減【スウェーデン：CO2税】 ● 製造業への熱供給事業者はCO2税の一部を払い戻し 【スウェーデン：CO2税】 ○ 紙・パルプ産業、魚肉加工業は軽減【ノルウェー：CO2税】 ○ セメント製造業・加工産業で使用される石炭・コークスは免税 【ノルウェー：CO2税】 ● 製造業は軽減（鉱油税引き上げ分の40%に相当する還付等） 【ドイツ：鉱油税】 ○ 原料炭は免税【イギリス：気候変動税】
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室園芸業等は電力消費税を軽減【フィンランド：電気消費税】 ● 農林業、養殖業への熱供給事業者はCO2税の一部を還付 【スウェーデン：CO2税】 ○ 遠洋漁業部門、近海漁業部門における船舶用燃料は免税 【ノルウェー：CO2税】 ○ 漁業船舶用は免税【デンマーク：CO2税】 ○ 温室園芸業で用いる天然ガスは非課税 【オランダ：エネルギー規制税】 ● 農林業は軽減（鉱油税引き上げ分の40%に相当する還付等） 【ドイツ：鉱油税】 ○ 園芸生産者は50%に軽減【イギリス：気候変動税】
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、ボートに軽減【スウェーデン：CO2税】 ○ 国内航空部門、供給船（supply fleet）、国内海運業は軽減 【ノルウェー：CO2税】

（○は軽減、●は還付（次ページも同））

(2) 低所得者への配慮の必要性

温暖化対策税制は、中間取りまとめにおいて逆進的であることに対する懸念が示される一方、必ずしも逆進的ではないのではないかとの見方も示されている。年間収入五分位階級別の光熱費の負担割合では、所得に対する逆進性が見受けられる。このことから、温暖化対策税制においても、低所得者に対する配慮について検討する必要があるのではないか。

【諸外国の例】低所得者層対策として行っているもの

家庭	<ul style="list-style-type: none">○ 天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定 【オランダ：エネルギー規制税】○ 家庭用の供給は課税対象外【イギリス：気候変動税】○ (低所得者層の使用が多い)夜間蓄熱式暖房で使用する場合50%に軽減 【ドイツ：電気税】
----	--

(3) 中小事業者に対する配慮の必要性

税制においては、中小企業への経済的影響を緩和するために、軽減措置を設けている事例がある。消費税には一定額以下の課税売上高の事業者に対する免税点制度や簡易課税制度を設けている。他にも、事業所税や法人税における優遇制度がある。温暖化対策税制においても、中小企業に対する配慮について検討する必要がある。

【諸外国の例】中小事業者に対する配慮として行っているもの

中小事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 天然ガス、電力消費は課税対象の下限を設定 【オランダ：エネルギー規制税】○ 2 MWまでの自家発電は非課税【ドイツ：電気税】○ 少量の燃料、電力供給は課税対象外【イギリス：気候変動税】
-------	--

3. 軽減方策の類型の考え方の整理

軽減方策に関する類型は、以下のようにまとめられる。

i 国際競争力、産業構造の激変緩和への対応等産業活動への配慮を行うもの

課税による経済的・国際的影響が大きい業種、例えば、支出に占めるエネルギーコスト比率が高い業種や、原料炭やコークス等代替が非常に困難であるものに対しては、税の軽減が行われている諸外国の制度や我が国の実情等を踏まえつつ、負担軽減を図っていく必要があるのではないかと考えられる。

ii 低所得者層、中小企業者層に対する配慮が必要なもの

光熱費等には所得に対する逆進性が見受けられることを考慮し、消費税導入以前に施行されていた電気税・ガス税において低所得者層に配慮等するため免税点が設けられていたことにも留意しながら、温暖化対策税制においても、低所得者層に対して負担軽減の配慮を行う必要があるのではないかと考えられる。

また、既存税制においても、中小企業への経済的影響を緩和するために軽減措置を設けているケースがあり、温暖化対策税制においても、中小企業に対する配慮について検討する必要があるのではないかと考えられる。

iii 温暖化対策の観点から行うもの

温暖化対策に資する観点から行う軽減策等に関しては、排出削減努力を行う者に対しては税を軽減することなどが考えられるが、用途等の議論と併せて検討を行うことが適当ではないかと考えられる。

iv 温室効果ガスを排出しないもの

例えば、ナフサは、プラスチックの原料として使われる場合、燃焼に伴う二酸化炭素の排出は行われず、化石燃料の消費に着目して課税する場合でも、このようなケースは、「排出」に対して公平に負担を課すという温暖化対策税制の趣旨に照らすと課税は不適当と見られる。

注) 既存エネルギー諸税との調整とも関連するが、化石燃料の種類別に軽減方策を検討することも考え得る。

Ⅲ 施策総合企画小委員会における主な指摘

(全般についての指摘)

- 温暖化対策税は本来税収を上げるために取るものではなく、必要に応じ軽減をすべき。
- 温暖化対策として軽減をすることにより、色々と教育効果も発揮できるのではないか。このように考えれば軽減は大に行うべきものである。
- これだけ軽減をやったら、必要とする税額の確保もままならないのではないか。
- 環境税をやるのであれば、炭素含有量に比例して課税するのが原則であるが、これだけ軽減をやったら、原則とかけ離れてしまいもはや環境税とは言えないのではないか。

(軽減方策の類型についての指摘)

- 国境税調整は、ルールを決めること自体難しく、実務上の困難があるのではないか。
- 逆進性の問題については、消費税の逆進性と比べれば大したことはないのではないか。このため、それ程ケアする必要はないのではないか。
- 協定締結者に対する減免のようなポリシーミックスについてもっと検討すべき。